

平成28年第5回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成28年6月28日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 嶋 谷 珠 美	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	58号	東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	59号	東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	60号	東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	61号	東京都北区立田端小学校に係る行政財産の使用許可について	承認
5	62号	東京都北区王子五丁目二番十二号に係る教育財産の公用廃止について	承認
6	63号	東京都北区立滝野川第六小学校と東京都北区立紅葉小学校の統合校の校名(案)の決定について	承認
日程	報告事項	報 告 内 容	結果
7	30号	省エネ・インセンティブ制度の成果等について(平成27年度下半期)	了承
8	31号	後援・共催事業に関する報告	了承

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。

これより、平成28年第5回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第58号議案「東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第2、第59号議案「東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第3、第60号議案「東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則」、三つの規則を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育振興部長

教育長

清正教育長

教育振興部長

教育振興部長

それでは、お手元の議案に基づきまして、ご説明をさせていただきます。これは、三つ全て学校の体育館、校庭の利用に関する規則の改正でございます。

具体的には、該当する小中学校が移転、また閉校等がございまして、それに伴いましてそれぞれの別表から校名を削除したり、また、住所の変更をしたりするものでございます。

まず、題名を見ていただくとわかりますとおり、この学校の設備の使用につきましては、大もとが、学校設備使用条例というものがございます。これに基づきまして、細かな点を規則で決めております。その規則のうちの三つをこのたび該当する形で改正をさせていただきますものでございます。

それでは、まず初めに、第58号議案でございます。1枚おめくりをいただきまして、説明欄をごらんいただければと思います。東京都北区稲付中学校の校舎改築による移転のため、同中学校体育館は東京都北区立学校設備使用条例別表第1に規定する教育委員会が指定する体育館、これは、いわゆる地区体育館と言っているもので、10個ございます、ではなくなるため、この規則案を提出いたしますというものでございます。

次の、2ページ目が、新旧対照表でございます。移転に伴いまして稲付中学校の体育館が使用できなくなることから、下のとおり、稲付中学校の部分を削除させていただくものでございます。

また前のページにお戻りいただければと思います。付則でございます。この規則は、本年8月1日からの施行とさせていただきます。

続きまして、第59号議案です。1枚おめくりをいただきまして、また説明欄をごらんいただければと思います。東京都北区立なでしこ小学校の校舎改築による移転、東京都北区立第三岩淵小学校と東京都北区立清水小学校の統合及び東京都北区立稲付中学校の校舎改築による移転に伴い、東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則別表に規定するスポーツ利用体育館の変更を行うため、この規則案を提出するというもの

でございます。

ここで一つおわびがございます。本来であれば、なでしこ小学校も既に移転をしております、もっとこの前に規則の改正をすべきものでございました。また、あわせまして、第三岩淵小学校につきましても、もう既に閉校しておりますので、規則の改正が必要だったわけですが、それがおくれてしまいまして、本日のご提案になったということでございます。大変申しわけございません。

恐縮です。次のページ、新旧対照表をごらんいただければと思います。まず、別表1です。こちらは、先ほど申し上げました地区体育館についての規定の部分でございます。これにつきましては、稲付中学校の部分を削除させていただきます。

別表第2は、地区体育館以外で体育館を区民等に開放している体育館を列挙しているものでございます。こちらにつきましては、第3岩淵小学校については使用ができなくなりますので、これは削除させていただきます。

なでしこ小学校につきましては、旧赤羽中学校のほうに今は移転しておりますので、住所をその移転先の志茂一丁目19番14号に変更させていただくものでございます。

前のページ、付則でございます。この規則は、平成28年8月1日からの施行といたします。ただし、別表第2、なでしこ小学校体育館の項の改正規定及び第三岩淵小学校体育館の項を削る改正規定につきましては、公布の日からの施行とさせていただきます。先ほど申し上げたとおり、手続がおくれたためでございます。大変申しわけございません。

続きまして、第60号議案です。こちらは、体育館ではなく、校庭の夜間開放に該当するというものでございます。2枚おめくりいただきまして、2ページ、説明欄でございます。東京都北区立稲付中学校の校舎改築による移転のため、平成28年7月をもって同校における校庭のスポーツ利用が終了となるため、この規則案を提出するというものでございます。

新旧対照表でございます。そちらにございますとおり、まず、別表第1のところ、こちらについて稲付中学校につきまして、削除をさせていただくものでございます。

そして、別表第2、使用料等の規定もでございます。こちらにつきまして、それぞれ該当する部分を削除させていただきます。別表第3につきましても、これは開場時間及び休場日についてでございますけれども、それぞれ稲付中学校を削除させていただきます。

また、大変恐縮です。お戻りいただきまして、2ページでございます。本規則につきましては、平成28年8月1日からの施行とさせていただきます。

以上、三つの規則の改正案につきましてご説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

それでは、一括してご質疑、ご意見等ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいですか。

それでは、本件に対して特に反対意見はないようですので、本件については、原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それでは異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第4、第61号議案「東京都北区立田端小学校に係る行政財産の使用許可について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

学校改築施設
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

61号議案について、お諮りをいたします。恐れ入ります、表紙1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。本件に関しましては、田端小学校のリフレッシュ工事に伴いまして、もともとありました消防団小屋を、にこれまで仮に移設をしておりました。それを今年度リフレッシュ工事が完了するのに伴い、もとの場所に戻すことを許可するものでございます。1ページの説明欄をごらんください。

なお書きの部分でございませけれども、設置工事期間中の仮の資機材置き場として、消防団の資機材倉庫を今現在、校庭の一部をお貸ししているわけでございます。今回、この仮移転の資機材倉庫を取り壊しまして、北西側の校門のちょうど脇のあたり、恐れ入ります、5ページ、お開きいただきますと、非常に見づらい案内図で申しわけございませんが、北側に駅がございまして、駅側から、田端小のほうに向かって校舎と体育館の間の正門の脇に、この消防団の小屋が設置されるというところでございます。5ページの一つ前、4ページのところに、ちょうど正門の脇の角のところに、こうした形状で分断の小屋が建つと、こういうものでございます。

1ページにお戻りください。貸し出します敷地の面積といたしましては、工事ヤードも含めて112.55㎡ということでございます。このうち、40㎡ほどが、今回、消防庁のほうが行う工事のための工事ヤードとなっております。それを一括して使用を許可するという手続をもって処理をしたいと思っております。

4番の使用許可期間でございます。28年7月1日から31年3月31日まででございます。使用料につきましては、従前どおり免除という扱いにしたいと思っております。

なお、今後の運用に伴いまして、この消防団の施設の光熱水費については、別メーターをつけまして運用を図る予定でございます。よろしくお願いたします。

清正教育長

説明、ありがとうございました。

本件について、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特に反対意見はないようですので、本件について原案どおり承認することでご異議ございませんか。

(異議なし)

清正委員長

異議ないと認め、本件は原案どおり承認することと決定させていただきます。
日程第5、第6 2号議案「東京都北区王子五丁目2番1 2号に係る教育財産の公用廃止について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物館
長

教育長

清正教育長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館
長

本議案につきましては、所管が教育指導課並びに飛鳥山博物館の2課にわたっておりますが、私のほうからご説明申し上げます。

表紙1枚おめくりいただきまして、議案の説明欄をごらんください。教育委員会が管理しております旧教育相談所並びに旧郷土資料館につきましては、今後、保育園への整備に転用するため、7月以降、解体工事を行うことになりましたので、公用廃止の必要が出ましたので本議案を提出するものでございます。

記書きのほうをごらんください。施設は、お示しの旧教育相談所、旧郷土資料館、建物面積はお示しのとおりです。

2番、公用廃止日、いずれも平成28年6月30日といたします。

以上、ご説明申し上げます。

清正教育長

はい。説明、ありがとうございました。
本件につきまして、ご質疑、ご意見等はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございました。特に反対意見はないようですので、本件については、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長	<p>異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定をさせていただきます。</p> <p>次に、日程第6、63号議案「東京都北区立滝野川第六小学校と東京都北区立紅葉小学校の統合校の校名（案）の決定について」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
学校適正配置 担当課長	教育長
清正教育長	学校適正配置担当課長
学校適正配置 担当課長	<p>第63号議案、東京都北区立滝野川第六小学校と東京都北区立紅葉小学校の統合校の校名（案）の決定について、ご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、1ページの説明欄をごらんください。</p> <p>東京都北区立学校適正配置を推進するために本案を提出するもので、具体的には東京都北区立滝野川第六小学校と東京都北区立紅葉小学校の統合校の校名（案）をご決定いただくものでございます。統合校の校名（案）は、東京都北区立滝野川もみじ小学校、もみじは平仮名です。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、協議経過を参考資料として添付させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。1の滝野川第六小学校・紅葉小学校統合推進委員会における統合校の校名（案）の協議経過でございます。平成28年3月15日に、両校のPTA並びに地域からご推薦いただいた委員及び小学校の校長先生・副校長先生の20名で構成する統合推進委員会を立ち上げ、協議を開始いたしました。</p> <p>委員長・副委員長は、お示しのとおりです。なお、今回ご審議いただく統合校の校名（案）は、統合推進委員会の下に設置される校名等検討部会で検討した結果を踏まえ、統合推進委員会の方針として決定したものです。</p> <p>4月12日の第1回校名等検討部会では、新校の校名アンケートを両校の児童とその保護者、並びに通学区域内の地域の方を対象に実施することを決定し、4月18日から5月9日までの間、アンケートを実施しました。応募件数は518件、校名候補は128件でした。</p> <p>5月24日の第2回校名等検討部会で検討の結果、3案、滝野川紅葉、滝野川石神井、滝野川もみじを選定いたしました。</p> <p>6月10日に開催された第2回統合推進委員会で無記名の投票を行い、1回目の投票で過半数を得た案がなかったため、2回目の投票を行いました。この際、両校の校長・副校長の4名による合議の1票を加えまして、統合推進委員会の方針として、統合新校の校名（案）を東京都北区立滝野川もみじ小学校とすることに決定いたしました。</p> <p>3のところの校名と選定理由についてのところですが、滝野川は両校がある地名であり、2校の名前を取り入れ、滝野川第六小学校の「滝野川」と紅葉小学校の「紅葉」を入れる新しい学校ということで、あえて「紅葉」を小学生らしく平仮名で「もみじ」と呼ぶことで、親しみやすく、小学校を代表していると考え、滝野川もみじ小学校とするということの理由でございます。なお、裏面に、参考として東京都北区立学校第10次</p>

	適正配置方針を掲載してございます。 以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
清正教育長	ご説明ありがとうございました。 本件について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。
森下委員	教育長
清正教育長	森下委員
森下委員	かわいい名前が決まってよかったなというふうに感じました。お尋ねしたいのですけれども、4月18日から5月9日までの間にアンケートが実施されて、応募件数が518件とありますが、どのくらいの関心度があつたのかなということを知りたいと思いますので、もし、この518件応募されたのが、どのくらいのパーセントに当たるのかが、回収率がわかれば教えていただきたいと思います。
学校適正配置 担当課長	教育長
清正教育長	学校適正配置担当課長
学校適正配置 担当課長	申しわけございません。回収率のほうが出ておりませんので、持ち帰って検討させていただきますと思います。
学校適正配置 担当部長	教育長
清正教育長	学校適正配置担当部長
学校適正配置 担当部長	補足させていただきます。両校のPTA、児童に配りましたので、両校の児童数分プラスPTAの分がございます。滝野川第六小につきましては、本年度、約88、紅葉小が327でございます。その大体約2倍、子どもが複数いる場合も、親は1票にしましたけど、子ども分の2票になっていますので、若干そういう数が入っております。 あとは、インターネット等で募集しました。範囲は決まっておりますので、一般の者がインターネットとか書面とかで、私どもに届いたということでございます。それで、詳しく何%というのは現在把握してございません。
森下委員	ありがとうございます。おおよそわかりました。ありがとうございました。
清正教育長	よろしいでしょうか。ほかにかかがでしょうか。

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いましたが、本件について特に反対意見はないようですので、本件については、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。日程第7、報告第30号「省エネ・インセンティブ制度の成果等について（平成27年度下半期）」について、事務局から説明をお願いします。

学校改築施設
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

お手元の資料に沿ってご報告いたします。

表紙をおめくりいただきまして、要旨でございます。26年度から各学校にご協力いただきまして、このインセンティブ制度を運用しているわけでございますけれども、このたび27年度の下期の状況がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

2の取組の成果でございます。(1)が、27年度下半期の使用量と温室効果ガス排出量の比較を平成26年度の同時期と比較したパーセンテージでございます。(2)番は、同様に27年度全体を26年度全体と比べた数字でございます。いずれも、ごらんいただいておりますように、電気料のほうは若干削減が鈍っていると申しますか、むしろパーセンテージとしては少しふえてきております。ただ、依然としてガスと水道のほうは、減っている効果が数字上あらわれていると。このような結果となっております。

1番の要旨のところに戻りますけれども、この結果をもとに、27年度下半期については、この削減された使用量、大体530万円ほどの支払いに相当いたしますが、これを原資といたしまして、各小中学校のほうにデータ調査をさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、このインセンティブ制度につきましては、26年度、27年度、28年度と3年間モデル的に、今現在実施しておりますので、今、課の中で、またこれから学校ともご相談しながら、29年度以降、こういった制度の中で、引き続き省エネの取組を続けていくかというのを検討してまいる予定でございます。

また、今年度中に次年度以降の取組が決まりましたら、委員会のほうにご報告をさせていただきます。

ご報告は以上でございます。

清正教育長

報告ありがとうございました。
本件につきまして、ご質疑またはご意見、ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特にご意見、ご質疑ないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第8、報告第31号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局からご説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第31号、後援・共催事業についてご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。

今回は、記書き以下、名義使用承認報告8件と事業実績報告が1件でございます。

まず、1件目でございます。事業名が、東京都教育委員会委託事業。東京都中学校PTAリーダー研修会。主催者が、東京都公立中学校PTA協議会でございます。お示しのとおりの内容で、北とぴあドームホールを会場に行われます。

次に、2件目です。事業名が、犬との触れ合い教室わんどりーむ。主催者が、中央動物専門学校学友会クラブわんどりーむでございます。お示しのとおりの内容で、学校法人中央工学校中央動物専門学校19号館を会場に行われます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。3件目でございます。事業名が、北区立幼稚園PTA連合会共催事業。主催者が、北区立幼稚園PTA連合会でございます。お示しのとおりの内容で、北とぴあを会場に行われます。

次に、4件目でございます。事業名が、東京都北区立小学校PTA連合会共催事業、主催者が、東京都北区立小学校PTA連合会共催事業。主催者が、東京都北区立小学校PTA連合会でございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、左側5ページの別紙1をごらんください。こちらの平成28年度北区立小学校PTA連合会共催事業計画書の内容で行われるものがございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきたいと思います。次に、5件目でございます。事業名が、松風会茶道華道親子教室。主催者が、松風会でございます。お示しのとおりの内容で、北とぴあの和室、また会議室を会場に行われるものがございます。

3ページをごらんください。6件目でございます。事業名が、第14回飛鳥山薪能・飛鳥山薪能能楽観賞会。主催者が、飛鳥山薪能実行委員会でございます。お示しのとおりの内容で、飛鳥山公園能舞台を会場に行われるものがございます。

次に、7件目でございます。事業名が、東京都北区立中学校PTA連合会共催事業。

主催者が、東京都北区立中学校PTA連合会でございます。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただきまして、左、7ページの別紙2をごらんください。こちらの平成28年度共催事業計画書の内容、それぞれお示しのとおりで行われるものでございます。

恐れ入ります、3ページにお戻りいただければと思います。8件目でございます。事業名が、平成28年度特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育充実事業夏季研修会。主催者が、東京都立王子特別支援学校でございます。

たびたび恐縮でございます、3枚おめくりいただきまして、左、9ページの別紙3、こちらをごらんください。平成28年度特別支援学校障害のある児童・生徒の理解推進研修事業夏季研修会実施要項でございます。こちらの内容で行われるものでございます。

4ページにお戻りいただきたいと思います。こちらの事業実績報告1件につきまして、お示しのとおりでございます。後ほどご高覧いただきたいと存じます。

私からは以上でございます。

清正教育長 ご報告ありがとうございました。

教育振興部長 教育長

清正教育長 教育振興部長

教育振興部長 すみません。1件補足をさせていただきます。3ページをごらんいただきたいと思えます。

飛鳥山の薪能、6番でございます。こちらにつきまして、参加費用の部分に無料として中学生招待となっております。区立の中学校が、招待を受けておりまして、参加できる学校を募っているところですが、今のところ、飛鳥山近辺の3校が確実に参加できるのではないかとということで調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

清正教育長 ご説明ありがとうございました。
本件につきまして、ご質疑、ご意見等ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、ご質疑、ご意見ないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これもちまして、平成28年第5回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。